

国民年金（第1号被保険者）独自給付

寡婦年金

寡婦年金は、老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、年金を受けないで死亡した場合に、10年以上婚姻期間があった妻に、60歳から65歳までの間支給されます。

【支給される条件】

第1号被保険者（65歳までの任意加入者を含む。）としての保険料を納めた期間（免除期間を含む）が25年以上ある夫が死亡した場合に、夫の死亡当時、夫によって生計を維持し、死亡したときまで引き続き10年以上の婚姻期間のある妻に、60歳から65歳までの間支給されます。

ただし、死亡した夫が障害基礎年金の受給権者であったときや老齢基礎年金を受けていた場合は支給されません。また、妻が老齢基礎年金の繰り上げ支給を請求していたときは支給されません。

【年金額】

夫の第1号被保険者期間について計算した老齢基礎年金の額の4分の3

※死亡した夫が付加保険料を納めていても、付加保険料の加算はありません。

死亡一時金

死亡一時金は、3年以上国民年金の保険料を納付した人が、年金を受けないで死亡したときに、その遺族に支給されます。

【支給される条件】

第1号被保険者（任意加入被保険者を含む。）としての保険料納付済期間等の月数が3年以上ある人が、老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けずに死亡したときに、生計を同じくしていた遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順でいずれか）に支給されます。ただし、その人の死亡により遺族が遺族基礎年金を受けられるときは支給されません。

死亡一時金を受ける人が、同一人の死亡により寡婦年金を受けることができるときは、どちらかの選択になります。

【一時金額】

保険料納付済期間等の月数により120,000円～320,000円

保険料納付済期間等の月数	金 額
36月以上180月未満	120,000円
180月以上240月未満	145,000円
240月以上300月未満	170,000円
300月以上360月未満	220,000円
360月以上420月未満	270,000円
420月以上	320,000円



※平成18年7月の多段階の一部納付（免除）制度導入以降の保険料納付済期間等の月数は、次のようになります。

保険料納付済月数+3/4納付月数の×3/4+半額納付月数の1/2+1/4納付月数×月数×1/4×1/4を合計した月数

※付加保険料納付済期間が3年以上あるときは、8,500円が加算されます。

国民年金のご相談・手続き等については、役場税務国保課国保年金係または、年金事務所までお問い合わせください。